

令和 7 年 6 月 2 0 日
西日本高速道路株式会社

入札参加資格停止措置について

1. 入札参加資格停止業者：株式会社山龍
住所：長崎県佐世保市小佐々町田原 6 9 - 3 4
2. 入札参加資格停止期間：令和 7 年 6 月 2 0 日から令和 7 年 9 月 1 9 日まで（3 カ月）
3. 入札参加資格停止措置対象地域：全地域
4. 事実概要：
本件は、株式会社山龍の当時の代表取締役及び他社 1 名が、長崎県佐々町が令和 6 年 7 月に発注した町営団地の給水管改修工事の指名競争入札をめぐり、令和 7 年 3 月 8 日に公契約関係競売入札妨害の容疑で長崎県警に逮捕され、令和 7 年 3 月 2 8 日に同罪で長崎地方検察庁から起訴されたもの。
5. 入札参加資格停止措置理由：
上記の事実概要が「西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領」（平成 1 7 年 1 1 月 3 0 日付要領第 9 6 号）別表第 2 第 7 号イ（競売入札妨害又は談合）に該当する。

（参考）西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領別表第 2

措 置 要 件	地域及び期間
（競売入札妨害又は談合） 7 公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事等に関し、次のイ、ロ又はハに掲げる者が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで控訴を提起されたとき。 イ 代表役員等	全地域について 逮捕又は公訴を知った日から 3 月以上 1 2 月以内

(参考) 西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領別表第3

地 域 区 分	
地域	都 道 府 県
1	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県（※1）、奈良県、和歌山県及び岡山県（※2）
2	兵庫県（※3）、鳥取県、島根県、岡山県（※4）、広島県及び山口県（※5）
3	徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
4	山口県（※6）、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県

※1 地域2にかかる部分を除く。

※2 山陽自動車道のうち兵庫県と岡山県の境界から備前インターチェンジまでの区間に限る。

※3 中国自動車道のうち佐用インターチェンジから兵庫県と岡山県の境界までの区間に限る。

※4 地域1にかかる部分を除く。

※5 地域4にかかる部分を除く。

※6 関門橋のうち下関インターチェンジから山口県と福岡県の境界までの区間及び関門トンネルのうち下関市大字椋野から山口県と福岡県の境界までの区間に限る

○問合せ先 西日本高速道路株式会社 財務部 契約審査課